

令和7年度自動車税（種別割）納期内納税広報に係るWeb広告出稿業務委託契約書（案）

山梨県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、令和7年度自動車税（種別割）納期内納税広報に係るWeb広告出稿業務について、次のとおり契約を締結する。

（契約内容）

第1条 甲は、別紙「令和7年度自動車税（種別割）納期内納税広報に係るWeb広告出稿業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり乙に業務を委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（委託期間）

第2条 委託期間は、令和7年4月1日から令和7年6月30日までとする。

（委託料）

第3条 甲は委託業務に対する委託料として、金 円（うち消費税及び地方消費税額 円）を上限として乙に支払うものとする。

2 乙は第10条の規定による通知を受領後、甲の指示する手続に従って委託料の支払を請求するものとする。

3 甲は、乙から適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

（遅延利息）

第4条 甲の責に帰すべき事由により、前条第3項に規定する支払期限までに委託料を支払わない場合は、乙は甲に対して遅延利息を請求することができる。

2 前項の遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により計算した金額とし、その端数計算については同条第2項の規定による。

（契約内容の変更）

第5条 契約締結後において、乙がこの業務を行う上で必要であると甲が認める場合、又は天災事変その他不測の事態に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められる場合は、甲乙協議の上、契約金額、契約期間その他の契約内容を変更することができる。

（契約保証金）

第6条 甲は、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「財務規則」という。）第109条の2第7号の規定により、契約保証金を免除する。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、業務の全部又は一部の処理を第三者に委託（以下「再委託」という。）をしてはならない。ただし、業務の一部の再委託についてあらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第8条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(業務実績報告)

第9条 乙は、令和7年6月30日までに、業務の実施状況を記載した業務実績報告書（様式不問）並びに委託業務に係る納入物を甲に提出しなければならない。

(完了検査等)

第10条 甲は、前条の規定により乙から業務実績報告書並びに委託業務に係る納入物が提出されたときは、遅滞なく当該委託事業が契約の内容に適合するか検査を行うものとする。

2 甲は、前項に規定する検査の結果、当該委託業務が契約の内容に適合すると認めたときは、委託業務の実施に要した額を確定額とし、乙に対して通知するものとする。

(業務調査)

第11条 甲は、乙の業務の処理状況について随時調査し、若しくは必要な報告を求め、又は業務の処理に関して乙に必要な指示をすることができる。

2 乙は、甲の求めに応じて経理書類その他の資料を提出するものとする。

(延滞違約金)

第12条 乙は、その責めに帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、委託料（遅延による支障が少ないと認められるものにあつては、未履行部分に相当する額）に民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率を乗じて得た額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。ただし、延滞違約金の額が100円未満となるときは、この限りではない。

(遵守事項)

第13条 業務の実施に当たり、乙は、関係法令、条例、及び規則並びに甲の指示を遵守しなければならない。

(契約の解除等)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(2) 乙の業務の処理が不適當であると甲が認めたとき。

(3) 乙が契約を履行できないと甲が認めたとき。

(4) 乙又は乙の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 乙若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつ

て、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を甲の指定する日までに支払うものとする。この場合は、乙は甲にその損失の補償を求めることはできない。

(契約解除に伴う措置)

第15条 この契約を解除した場合において、履行部分があるときは、甲は当該履行部分を検査の上、相当と認める額を乙に支払わなければならない。

(事故等の処理)

第16条 乙は、業務の遂行に重大な支障をきたし、又はきたすおそれがある事故等が発生した場合は、速やかにその旨を甲に報告し、指示を受けなければならない。

(危険負担)

第17条 委託期間中に委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙が負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(乙による契約の解除請求)

第18条 乙は、天災その他の不可抗力によって重大な損害を受け、これにより契約の履行が不可能となったときは、甲に対し、遅滞なくその損害の内容・程度等を詳細に記した書類を提出することにより、この契約の解除を請求することができる。

- 2 甲は、前項により請求を受けたときは、直ちに調査を行い、乙が受けた損害が重大なものであり、これにより契約の履行が不可能となったことが認められる場合は、当該請求を承認するものとする。

(秘密の保持)

第19条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他に漏らし、又は業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、業務を通じて取り扱う個人情報の取扱いについて、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

- 2 甲は、乙及び業務に従事する者が山梨県個人情報保護条例（平成17年山梨県条例第15号）に定める義務に違反したときは、乙に必要な措置を指示することができる。

(情報セキュリティの確保)

第21条 乙は、この契約による事務を行うに当たり、別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(信義等)

第22条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(その他)

第23条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、財務規則の定めるところによるものとするほか、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、両者押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 長崎 幸太郎

乙

別記 1

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による受託業務（以下「本件受託業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙は、本件受託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（責任体制の整備）

第3条 乙は、この契約の締結時に、本件受託業務に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）を取り扱って作業に従事する者（以下「作業従事者」という。）及び当該作業従事者の監督その他作業現場における本件個人情報の適正な管理について責任を有する者（以下「個人情報保護責任者」という。）を選任し、書面（別紙様式）によりこれを甲に報告しなければならない。作業従事者又は個人情報保護責任者に変更のあったときも同様とする。

（作業従事者等に対する周知等）

第4条 乙は、作業従事者及び個人情報保護責任者に対し、あらかじめ次に掲げる事項を周知するとともに、本件個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（1） この個人情報取扱特記事項の内容

（2） 在職中及び退職後においても本件受託業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。

（3） 受託業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したとき又はその業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、若しくは盗用したときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により罰則が適用される場合があること。

2 乙は、個人情報の取扱いに従事する者に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人情報の保護措置に習熟させるための啓発その他必要な教育及び研修を行うよう努めるものとする。

（作業場所の限定等）

第5条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、その営業所（所在地：____、本条において「営業所」という。）以外の場所で本件個人情報を取り扱わないものとする。

（1） 甲の指示又は事前の承認があるとき。

（2） 乙が本件受託業務を行う上で事業所以外の場所で本件個人情報を取り扱うことが必要なとき。

2 乙は、前項各号の規定に掲げる場合を除き、前項に規定する営業所から本件個人情報を持ち出さないものとする。本件個人情報を持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、

データの暗号化等、安全確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第6条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、本件個人情報の漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の安全確保のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 第3条の規定により甲に報告した者以外の者をして本件個人情報を取り扱わせないこと。
- (2) 本件個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記すること。
- (3) 乙の管理に属さない情報機器等を利用して本件個人情報を取り扱わないこと。
- (4) 本件個人情報は、紙媒体、電磁的記録を問わず、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管する等、適切に管理すること。
- (5) 甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件受託業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならないこと。
- (6) 甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件受託業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を国外に移転させてはならないこと。
- (7) 本件個人情報が記録された資料等については、業務終了後直ちに甲の指定する方法により返却、廃棄又は消去すること。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- (8) 乙は、本件受託業務を行うために複数の宛先へ一斉にメールを送信する場合、当該メールの宛先にBCCで送信すべきメールアドレスが1件以上含まれるときは、当該メールを送信する際BCCで送信すべきメールアドレスについてTOやCCで送信することを防止する次のいずれかの機能を備えたシステムやツールを使用しなければならない。

ア BCC強制変換機能

メール送信する際に、TOやCCでの指定をBCCに強制変換するもの。

イ 送信時の宛先確認機能

メール送信する際に、送信するメールの宛先の確認を要するもの。

なお、当該機能において宛先の確認を行う場合には、複数人での確認を要するものとする。

ウ 上司等による承認機能

メール送信する際に、上司等の承認を要するもの。

(取得の制限)

第7条 乙は、本件受託業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により取得しなければならない。

- 2 乙は、本件受託業務を行うために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 乙は、甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、甲の事前の承認があるときを除き、本件受託業務を第三者(乙の子会社を含む。)に委託してはならない。

2 乙は、本件受託業務を再委託するときは、乙をして特記事項により乙が負う義務を遵守させるとともに、これに対する管理及び監督を徹底するものとする。

3 甲は、乙を通じて又は甲自らが再委託先事業者に対し前項の措置を行うことができるものとする。

4 乙は、本件受託業務を再委託するときは、再委託契約の締結時に、乙をして、書面により再委託先事業者の作業従事者及び個人情報保護責任者を甲に届け出させなければならない。この場合、甲への届出は乙を経由することとする。再委託先事業者の作業従事者又は個人情報保護責任者に変更があったときも同様とする。

(報告及び検査等)

第10条 乙は、甲に対し契約内容の遵守状況を定期的に報告しなければならない。

2 甲は、乙による本件個人情報の取扱状況を確認するため必要があると認めるときは、実地の検査を行い、又は乙に対して説明若しくは報告をさせることができる。

3 乙を通じて又は甲自らが再委託先事業者に対し前2項の措置を求め、又は行うことができるものとする。

(指示)

第11条 甲は、乙による本件個人情報の取扱いが不適當であると認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(事件等の報告)

第12条 乙は、本件個人情報の漏えい等に係る事件又は事故(本条において「事件等」という。)が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事件等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事件等に係る個人情報の項目・内容・数量、当該事件等の発生場所、発生状況等を詳細に記載した報告書及び今後の対処方針を記した文書を提出し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、本件受託業務について事件等が発生したとき、甲が必要に応じ乙の名称を含む当該事件等の概要を公表することを受忍するものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第13条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償若しくは履行代金の減額を請求することができるものとする。

(個人情報保護方針の策定等)

第14条 乙は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言を策定し、及び公表することにより、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めるものとする。

様式（別記1第3条関係）

外部委託先調査シート 兼 情報セキュリティ対策実施状況報告書

次の業務を受託するに当たり、当社の情報セキュリティ対策の実施状況を報告します。

年 月 日

受託者

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

1 委託内容

委託業務名	
委託業務内容	
委託期間	
委託業務のセキュリティ責任者	
委託業務の従事者	
委託業務の情報資産の利用場所	
個人情報の有無	
再委託の有無	

2 情報セキュリティ対策の実施状況

評価項目	内容	結果 (はい・いいえ)	備考（いいえの場合は 対策等を記入）
規程・体制	情報管理に係る基本方針、規程等が整備されていますか。		
	情報管理を統括する責任者が任命されていますか。		
	情報管理に係る管理者が設置されていますか。		
	情報漏洩等の事案が発生した場合の体制と対応手順が整備されていますか。		
	情報管理上の問題が発生した場合の連絡体制が整備されていますか。		
機器・媒体管理	電子機器類について、適切に管理が行われていますか。		
	外部記憶媒体について、適切に管理が行われていますか。		
	重要帳票類について、適切に管理が行われていますか。		
作業場所の管理	情報の無断持ち出しについて禁止していますか。		

アクセス管理	不正アクセス対策を実施していますか。		
	不正ソフトウェア対策を実施していますか。		
入退室管理	作業場所のあるビルへの入退館管理が行われていますか。		
	作業場所のあるフロアへの入退室管理が行われていますか。		
	委託しているシステム関連業務に係るサーバ等の機器が設置されている場所への入退室管理が行われていますか。		
要員管理	従業員、協力会社社員、派遣社員等の識別が行われていますか。		
	情報管理に関する基本方針、規程類が周知徹底されていますか。		
	情報管理に関する教育・研修が定期的に行われていますか。		
再委託先管理 ※再委託がある 場合	再委託先と機密保持等の契約が締結されていますか。		
	再委託の承諾が必要な場合、承諾を得ていますか。		
	再委託先の管理が行われていますか。		
情報資産の返還、 廃棄	委託業務終了時、情報資産の返還、廃棄が行われていますか。		
監査	情報管理に係る点検・検査・内部監査が実施されていますか。		
	情報管理に係る外部監査を受けていますか。		
公的認証等	情報管理に関する公的な認証・認定を取得していますか。		

3 本業務に係る安全性及び信頼性を確保するための具体的な措置（必要に応じて記載）

（１）情報資産の保管について

（２）情報資産の持ちだしについて

（３）情報資産の返還及び廃棄について

（４）従事者教育について

（５）その他の安全性及び信頼性を確保するための具体的な措置について

別記 2

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、情報資産の保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「本業務」という。）の実施に当たっては、山梨県情報セキュリティ基本方針及び山梨県情報セキュリティ対策基準並びに情報セキュリティに関する特記事項（以下「セキュリティ特記事項」という。）を遵守しなければならない。

(用語の定義)

第2条 情報資産とは、次の掲げるものをいう。

- (1) ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体
- (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これを印刷した文書を含む。）
- (3) ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(責任体制の明確化)

第3条 乙は、甲に対して、乙における本業務に係る情報セキュリティに責任を有する者（以下「セキュリティ責任者」という。）を書面で明らかにしなければならない。

2 セキュリティ責任者に変更がある場合は、乙は速やかに書面で甲に連絡しなければならない。

(業務従事者の特定)

第4条 乙は、甲に対して、本業務の従事者（派遣社員、非常勤職員、臨時職員等も含む。以下同じ。）を書面で明らかにしなければならない。

2 本業務の従事者に変更がある場合は、乙は速やかに書面で甲に連絡しなければならない。

3 本業務の履行のため、本業務の従事者が甲の管理する庁舎等に立ち入る場合は、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、及び事業者名記章又は名札を着用させなければならない。また、入退室管理が行われているところに立ち入る場合は、甲の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第5条 乙は、本業務の従事者に対して、情報セキュリティに関する教育（セキュリティ特記事項の遵守を含む。）など本業務の履行に必要な教育を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、本業務の履行に際し知り得た情報及び甲が秘密と指定した情報（以下「取得情報」という。）をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(情報資産の利用場所)

第7条 乙は、甲の事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が甲に帰属するものに限る。）を、甲が指示した場所以外で利用してはならない。

(情報資産の適切な管理)

第8条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、取得情報並びに本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が甲に帰属するものに限る。）の漏えい、滅失又はき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 第4条第1項の規定により明らかにした本業務の従事者以外の者に本業務を処理させないこと。
- (2) 本業務を処理することができる機器等は、乙の管理に属するものに限定するものとし、乙の役員、従業員その他の者が私的に使用する機器等乙の管理に属さないものを利用して本業務を処理させないこと。
- (3) 甲の指示又は事前の承認を受けた場合を除き、本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が甲に帰属するものに限る。）を、第7条の規定により甲が指示した場所以外に持ち出さないこと。甲の指示又は承認を受けて持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化など安全確保のために必要な措置を講ずること。
- (4) 甲の指示又は事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために甲から引き渡された情報資産を複製し、又は複製してはならないこと。
- (5) 本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が甲に帰属するものに限る。）を、業務終了後直ちに甲に引き渡すこと。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うこと。
- (6) 本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が甲に帰属するものに限る。）を、甲の指示又は事前の承認を得て廃棄するときは、当該情報資産が判読できないよう必要な措置を講ずること。

(情報資産の利用及び提供の制限)

第9条 乙は、甲の指示又は事前の承認がある場合を除き、取得情報並びに本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が甲に帰属するものに限る。）を、契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託の禁止)

- 第10条 乙は、甲の事前の承認があるときを除き、本業務を第三者に再委託してはならない。
- 2 乙は、甲に再委託の承認を求める場合は、再委託する理由及び内容、再委託先事業者の名称及び所在地、再委託先事業者において取り扱う情報、再委託先事業者における安全確保措置の実施方法並びに再委託事業者に対する管理及び監督の方法等を書面により明らかにしなければならない。
 - 3 乙は、甲の承認を得て本業務の一部又は全部を再委託するときは、再委託先事業者に対して、セキュリティ特記事項（第3条並びに第4条第1項及び第2項を除く。）の遵守を義務づけるとともに、これに対する管理及び監督を徹底しなければならない。
 - 4 乙は、甲の承認を得て本業務の一部又は全部を再委託するときは、甲に対して、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び本業務の従事者を書面で明らかにしなければならない。また、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び本業務の従事者に変更がある場合は、乙は速やかに書面で甲に連絡しなければならない。

(調査)

第11条 甲は、乙が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況を調査する必要があると認めるときは、実地に調査し、又は乙に対して説明若しくは報告をさせることができる。

(指示)

第12条 甲は、乙が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況について、不適当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(事故報告)

第13条 乙は、本業務に関する情報漏えい、改ざん、紛失、破壊などの情報セキュリティ事件又は事故（以下「事故等」という。）が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、その事故等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちに甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事故等に係る報告書及び以後の対処方針を記した文書を提出し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、本業務について事故等が発生した場合は、甲が県民に対し適切に説明するため、乙の名称を含む当該事故等の概要の公表を必要に応じて行うことを受忍しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第14条 甲は、乙がセキュリティ特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償若しくは履行代金の減額を請求することができる。

(実施責任)

第15条 乙は、情報セキュリティに関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めなければならない。

2 乙は、情報セキュリティ対策を確保するために必要な管理体制を整備するよう努めなければならない。